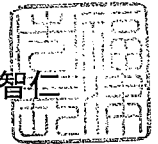


2 福まち第 143 号
令和 2 年 6 月 5 日

福津市教育委員会
教育長 柴田 幸尚 様
委員 青木 一乗 様
委員 藤井 史子 様
委員 半澤 佳子 様
委員 今村 尚敏 様

福津市長 原崎 智仁



令和 2 年 5 月 21 日付(令和 2 年 5 月 26 日受理)地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 28 条第 2 項の規定に基づく教育財産の取得に係る申出について

令和 2 年 4 月 22 日及び 5 月 21 日に開催された「福津市教育委員会(定例会)」において、「福津市コミュニティ・スクール充実・発展に係る小中連携強化の方策と教育環境整備(福津市教育懇話会答申)」についてご協議いただきましたことを心から感謝申し上げます。

その内容を踏まえての標記の申出に関しまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 21 条第 1 項第 1 号、第 22 条第 1 項並びに第 4 号から第 6 号まで、第 28 条第 1 項並びに第 2 項、「地方自治法」第 149 条第 1 項第 2 号、及び「地方財政法」第 4 条第 1 項に基づき、今後さらなる厳密な予算審査に入っております。

現状といたしまして、「福津市中期財政見通し」は、新設校建設を含めた財源確保のために、集中改革プランの推進と合わせて、大規模な行革を行う必要性を前提とし、令和元年 12 月に策定しておりますが、令和 2 年 1 月に、(学校給食のための)共同調理場建設費として、別途約 13 億円(教育委員会による概算)の捻出策の検討をすべきことが新たに分かり、これにより「福津市中期財政見通し」の検証および見直しが必要となる可能性が出てまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症は、第二波、第三波が起こることも想定しておく必要があり、現段階では今後の財政状況は不透明でもございます。

これらを勘案いたしながら、可能な限り早急な合意形成及び予算措置を行ってまいります。

また、申出の中におきまして、教育委員会案の安全性への懸念に対して、「技術的対応により対処することが可能と判断する」とありますが、概算費用約 54 億円には、湿地における特別な地盤補強、ため池の廃止およびそれに伴う水利権への対応、大型商業施設に隣接することによる交通量・安全面への配慮、環境面への配慮が必要となった場合等の費用は、検討段階であるため含まれておりません。それらを検証する際には、児童生徒および市民の皆さまの安全を守ることを最大限に考慮していただきますようお願い申し上げます。

福津市にとりまして、新設学校の建設は最初で最後のことになるものと推測されます。事業費も大きく、今後の都市計画に与える影響も大きいため、可能な限り、現在だけでなく未来も含んだ小中学生の保護者の方々、高校生大学生も含む子どもたち、郷づくりをはじめとする地域の方々、福津市の環境、経済、農水産業を育み守ってくださっているの方々をはじめとする市民の皆さまとともに考えるプロセスをともに取り入れていただき、福津市コミュニティ・スクールおよび福津市の発展に寄与できるよう方向性の共有と意思の疎通を図りながら当該建設をすすめてまいりたいと存じます。

今後ともお力添えをよろしくお願いいたします。

【参照資料】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年 法律第 162 号)

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

(長の職務権限)

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

四 教育財産を取得し、及び処分すること。

五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。

六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(教育財産の管理等)

第二十八条 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。

2 地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまつて、教育財産の取得を行うものとする。

(教育機関の設置)

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

○地方自治法(昭和 22 年 法律第 67 号)

第百四十九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

二 予算を調製し、及びこれを執行すること。

○地方財政法(昭和 23 年 法律第 109 号)

(予算の執行等)

第四条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。